

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第2回定例会議
開 催 年 月 日	平成29年8月23日(水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後4時30分まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室4
議 長 等 の 氏 名	弘前大学大学院医学研究科教授 中村 和彦
出 席 者	会 長 中村 和彦 副会長 高橋 芙美子 委 員 鍋島 正明 委 員 戸塚 学 委 員 今 幸夫
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育長 佐々木 健 教育部長 野呂 忠久 理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳 学校指導課長 木村 文宣 学校指導課長補佐 木村 憲夫 学校指導課指導主事 工藤 利彦 学校指導課総括主査 会津 聡子
会 議 の 議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・一学期中の「いじめ」に関する状況報告 ・質疑応答及びいじめへの対応、未然防止の取組等の審議
会 議 資 料 の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1：平成29年度 弘前市立小・中学校のいじめの状況 ・資料2：文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂に伴う対応について

<p>会議内容</p> <p>(発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>会議概要</p> <p>(議長) これより第2回定例会議を始める。「『いじめ』に関する状況報告」及び「審議」については個人情報が含まれることが予想されるため非公開とすることによろしいか。 (異議なし)</p> <p>それでは、一学期中の「いじめ」に関する状況報告について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 今年度は小学校のいじめの認知件数が非常に多かった。これは認知した学校の数が増えたためと思われる。態様は「冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。 この調査は「いじめ防止対策推進法」に基づいて行われているが、3月に国の基本方針が改訂され、いじめの認知の仕方や解消の捉えが大きく見直された。これによって認知件数が増えると考えている。いじめはどこの学校でも起こりうるものという広い法的な解釈に法って調査すれば、認知件数・認知校の増加は決して悪い傾向ではなく、認知したことで解決に向けてのスタートラインに立つという文部科学省が示す捉えに従ってこちらを進めていきたい。</p> <p>中学校は「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」が報告されている。中学校は、認知件数そのものは減ったが、指導を受けた生徒が増えている。ここからは1件に対して関わる子どもたちが多くなっているということが見て取れる。</p> <p>(委員) いじめが解決したという件数も学校から報告があるのか。</p> <p>(事務局) 解決の報告もお願いしているが、どの段階で解決したとみなすかが徹底されていないように思う。基本方針が変わり、いじめが「解消しているもの・合わせて日常的に観察継続しているもの」と「解消に向けて取り組み中」という括りになったが、報告を見るといじめを長い期間で見ている学校とそうでない学校が混在している。</p> <p>(委員) いじめの認知が広がったことで困ったことは起きていないか。</p> <p>(事務局) 基本方針の改訂で、けんかであっても背景にいじめがないかを認識すること、軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導できるが、いじめとして情報共有することも国から求められるようになって</p>
---	---

た。国が求める関わりが詳細になれば、当然学校に負担感があるだろう。

(委員)

態様の1番「冷やかし・からかい～」が長く続けば、子どもは苦痛に感じて自殺ということも考えられると思うので、我々も軽くみてはいけないのだと思う。

(事務局)

「冷やかし・からかい～」が態様の1番であるのは、これがいじめの入口だからだろう。軽く、ひどく、という軽重はつけられず、「嫌なこと」は本人の受け止めでかなり差があると思われる。

(委員)

先生が態様の1番だと認識していても、実際にはもっとひどいことが行われている可能性もある。誰がそれを認識しているかで深刻さは違うので軽視できない。

(事務局)

学校から対応に困る例として出るのは、同じ悪口を言われた子どもが二人いて、一人は大丈夫と言い、もう一方は傷ついている場合。子どもによって捉え方が違うので指導が難しいという話を聞く。

(委員)

いじめの要因をまとめたものはあるか。

(事務局)

個々の報告を受けていく中で要因を聞くことはあるが、それをひとつにまとめてこちらで集約というのはしていない。

(委員)

難しいだろうが、いじめ解消のためにはそこまで本来やっていかなければならないことだと思う。

(事務局)

いじめの解消の部分で定義が追加され、いじめが止んでいる期間が3か月という目安があるが、調査で解消したとみなしても気になる部分は継続して見てほしい、面談以外にも機会をとらえ、保護者に状況確認・説明をしてほしいと学校にお願いしている。

(委員)

保護者もいじめの定義が変わったことを知る機会があるのか。

(事務局)

入学式や保護者集会などの場で継続して話をしてほしいとお願いしている。学校便りに学校の方針を載せることも求めている。た

だ、一番知っていなければいけない児童生徒への周知が弱い。そこをしっかりと伝えていかなければいけないのが市の課題である。

(委員)

「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」はどういった方法で認知がされたのか。

(事務局)

報告された事案は、LINEに関するもので、先生に相談があって初めてわかった。

(委員)

「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」についても認知のきっかけは先生か。

(事務局)

こちらも認知は先生であった。その場での相談や定期的な面談、アンケートで出てきたというケースもあった。

(委員)

被害児童生徒が心身の苦痛を感じているか否かについて何か調査をしているのか。きちんと言える子どもは良いが、言えない子どももいる。苦痛を感じているかを把握するのは難しいと思うが。

(事務局)

いじめのチェックリストを活用し、子どもの様子を見て先生が確認するという方法もとられている。項目に当てはまれば心身の苦痛に該当するケースがあるので、子どもの話をしっかりと聞いていく。子どもが大丈夫だと言っても鵜呑みにせず、きちんと見ていきましょうということを、国も求めている。

(委員)

加害の子どもにどのように指導しているのか。

(事務局)

今回の基本方針改訂で事案対象のマニュアルが求められているので、加害指導については今後検討していくことになるだろう。

(委員)

グループワークや個別指導など、加害の子どものためのプログラムが必要かもしれない。本人がいじめだと意識していない場合もある。いじめがどういうことか理解しないといけない。

(委員)

小学校もいじめチェックのアンケートを実施しているのか。

(事務局)

回数は学校に任せているが、1年生からやっている学校もある。

(委員)

アンケートがあればいじめの長期化はまずないと考えてよいか。

(事務局)

アンケートは決して万能ではないので、毎回同じようにやるのではなく色々な形式を織り交ぜながら実施するよう指導している。

(委員)

「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」と、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」はどのように指導するのか。

(事務局)

今回「危険なこと」はなかったが、仮にあった場合、安全指導をしたり警察と連携したりしながら対応していくことになる。

(委員)

心のサポートアンケート調査との連結はするようになったのか。

(事務局)

まだ連結していない。先日改めて心のサポートアンケート等をしっかり見て子どもの状況把握をしていくよう学校に周知したところである。加害の子どもについて保護者とも連携し、なぜそれをしたのか背景を探る部分で連結させていきたい。

(委員)

いじめ防止と対策については「未然に防ぐ」、「把握する」、「対応する」の3つの段階があると思う。認知の前後のデータを集めて皆で共有できればと思う。要因や対応、うまく収束した事例が集まれば、こういうときはこれが一番効果的というのが見えてくる。

(委員)

数字だけを追うのではなく、いじめ防止のためにどこに力を入れればよいのかという中身まで話し合っていければよいと思う。

(事務局)

この審議会が、「いじめ防止」に一層効果的なものになるよう会の持ち方についてはこちらの方でも検討していきたい。